

平成 27 年 7 月 17 日  
総務省統計局

## 消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）

### 1. 趣旨

本計画は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計基準として定められた「指数の基準時に関する統計基準」（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号。以下「統計基準」という。）に沿って、消費者物価指数の基準時を 2010 年から 2015 年に更新する等の基準改定を行い、併せて消費者物価の測定精度の維持向上等に取り組むための基本方針について定めるものである。

なお、指数の計算方式としては、基準とする年の消費支出割合をウェイトに用いて指数を計算していく固定基準方式、前年の消費支出割合をウェイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせていく連鎖基準方式などがある。消費者物価指数においては、消費構造を一定にした場合の物価変動を測定するために固定基準方式の指数を作成・公表するとともに、参考指数として毎年の消費構造の変化を反映する連鎖基準方式の指数についても作成・公表する。

### 2. 基準改定の主な内容

#### （1）指数の基準時の更新

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。」とする統計基準に沿って、指数の基準時（指数を 100 とする年次）を 2010 年から 2015 年に更新する。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続する。ただし、変化率については、接続した指数による再計算は行わない。

#### （2）ウェイトの更新

「ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。」とする統計基準に沿って、固定基準方式のウェイトは、家計調査の結果等を用いて、2015 年平均 1 か月間 1 世帯当たり品目別消費支出金額を基に作成する<sup>1</sup>。

なお、連鎖基準方式のウェイトは、前年の家計調査の結果等を用いて毎年更新する。

#### （3）品目の改定

指数の採用品目については、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、33 品目を追加、32 品目を廃止、8 品目を 4 品目に統合し、新基準の品目数を 585 品目とする。また、品目の概念範囲の拡充等に伴い、品目名称の変更を行う<sup>2</sup>。（別添 1 参照）

<sup>1</sup> 世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が 2 人以上の世帯である。なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による 2015 年の品目別消費支出金額のほか、2014 年及び 2015 年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウェイトを作成する（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、平成 26 年全国消費実態調査の「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分する。さらに、持家の帰属家賃のウェイトについても、同調査の「持家の帰属家賃」を基に作成する。

<sup>2</sup> 品目名称の変更については、今後の検討により追加又は変更があり得る。

#### (4) モデル式の改定

航空運賃や電気代、携帯電話通信料などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なることから、これらの価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を用いて月々の指数を算出している。これらについては、価格を合成する際の比率等の更新、採用する価格及びモデルケースの見直し等、精度の維持向上に必要な改定を行う。

#### (5) 公表系列の充実等

公表系列については、以下のように充実を図る。

- ・人口構造の変化を踏まえ、世帯主 65 歳以上の無職世帯の指数を新たに公表
- ・生鮮食品を含む総合等の連鎖基準方式の月次指数を新たに公表
- ・連鎖基準方式における各類・品目の寄与度を新たに公表
- ・利用環境向上のため、参考値として小数第 3 位までの指数を開示

なお、利用状況等を踏まえ、半期別の指数、世帯主の職業別の指数及び中間年バスケット方式による指数の公表は行わないこととする<sup>3</sup>。(別添 2 参照)

### 3. 指数作成上の基本方針

#### (1) 調査銘柄の常時見直し

価格を調査する商品（財・サービス）については、同質性及び価格変動の代表性を確保する観点から、各々の品目において購入割合の高い売れ筋の商品の機能、規格、容量、仕様等の特性（銘柄）を規定している。しかし、企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応して調査銘柄を常時見直し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行う。

#### (2) 品質調整の適切な実施

価格変動の計測においては品質一定を条件とすることから、銘柄改正に伴う品質変化の影響を除去するため、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法及び直接比較のうち、各々の品目の銘柄改正において最適な手法を選択し、品質調整を適切に実施する。

#### (3) POS 情報・インターネット情報の活用

POS 情報\*をヘドニック法等による指数の作成あるいは銘柄改正時の品質調整及び銘柄管理に活用する。また、指数を作成する際に必要となる通信販売価格の情報や全国統一的な価格の情報などのインターネット情報も活用する。

\*POS 情報:民間の販売時点情報管理システム(Point of Sales system)において収集された情報

#### (4) モデル式の随時見直し

モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数によりの確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う。

<sup>3</sup> ただし、今後とも、物価指数の精度検証等のための分析研究は引き続き行う。

#### (5) 品目の中間年における見直し

指数の採用品目については、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった商品（財・サービス）について、これらを指数に迅速に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行う。

#### 4. 基準時の更新時期及び関連情報の公表

基準時の更新時期及び関連情報の公表は以下のとおりとする。

平成 27 年（2015 年）

7 月 18 日～8 月 21 日 消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）に係る意見募集

10 月 30 日 消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）に係る意見募集の結果公示

11 月 27 日 消費者物価指数 2015 年基準改定計画の決定・公表

平成 28 年（2016 年）

7 月中旬 2015 年基準消費者物価指数に関する資料（ウエイト、モデル式の内容を含む）の公表

8 月 平成 27 年（2015 年）1 月分から平成 28 年（2016 年）6 月分までの 2015 年基準遡及結果の公表

8 月下旬 平成 28 年（2016 年）の 7 月分（全国）及び 8 月分（東京都区部中旬速報値）の 2015 年基準結果の公表

※1 平成 28 年（2016 年）の 7 月分（全国）から 12 月分までの 2010 年基準指数は、2010 年基準指数の基準時のウエイトにより計算した指数を引き続き公表する。

※2 ラスパイレス連鎖基準方式による 2015 年基準指数は平成 29 年（2017 年）1 月から公表する。  
また、ラスパイレス連鎖基準方式による 2010 年基準指数は平成 28 年（2016 年）6 月分まで公表する。

## 消費者物価指数の 2015 年基準改定における品目の改定について（案）

- 消費者物価指数の 2015 年基準改定では、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出上の重要度を踏まえ、以下の選定基準に沿って、指数の作成に用いる品目の追加及び廃止等を行う。

## &lt;追加品目の選定基準&gt;

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

## &lt;廃止品目の選定基準&gt;

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目  
なお、上記の②については、品目の統合を行う場合がある。

- 2015 年基準における追加及び廃止等については以下のとおり。（別表 1 参照）  
追加：33 品目、廃止：32 品目、統合：8 → 4 品目、調査地域変更：1 品目
- この結果、2015 年基準指数に用いる品目数は 585 品目となる。
- 指数の作成に用いる品目とそれらのウエイトや調査銘柄をより適切に対応させる等の観点から、一部の品目において品目の概念範囲の拡充等を行い、これに伴って品目名称の変更を行う。（別表 2 参照）

## 2015 年基準において追加及び廃止等を行う品目（案）

○追加品目（33 品目）・廃止品目（32 品目）

10 大費目	追加品目	廃止品目
食料	しらぬひ(*1) つゆ【めんつゆ】 ロールケーキ すし（弁当）B(*2)【いなりずし】 弁当B(*3)【からあげ弁当】 調理ピザパイ 焼豚 コーヒー飲料B(*4) 【コンビニエンスストアにおけるセルフ式】 豆乳 日本そば（外食） しょうが焼き定食（外食） コーヒー（外食）B(*5) 【喫茶店（セルフサービス店）におけるコーヒー代】 やきとり（外食）	かれい レバー あずき レモン いよかん 親子どんぶり お子様ランチ
住居	カーポート 外壁塗装費 駐車場工事費 壁紙工事費	塗料 錠 左官手間代 板ガラス取替費 ルームエアコン取付け料
家具・家事用品	空気清浄機 水筒 物干し用ハンガー 浄化槽清掃代	電気ポット 電気アイロン 電気カーペット コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス ビニールホース 浄水器 し尿処理手数料
保健医療	健康保持用摂取品B(*6)【青汁】 マスク 補聴器 サポーター	ヘルスマーター 体温計

交通・通信	自転車B(*7)【電動アシスト車】 ロードサービス料	自動車ワックス E T C 車載器
教養娯楽	はさみ 競技用靴 ペットトイレ用品 鉢植え	マーキングペン O A 用紙 セロハン粘着テープ 筆入れ 植木鉢 テニスコート使用料 競馬場入場料
諸雑費	化粧水A(*8)【カウンセリング化粧品】 警備料	

(\*1) 「しらぬひ」とは、柑(かん)きつ類の一種。

(\*2) これまで調査していた「にぎりずし」を「すし(弁当)A」とし、新たに「いなりずし」を追加。

(\*3) これまで調査していた「幕の内弁当」を「弁当A」とし、新たに「からあげ弁当」を追加。

(\*4) これまで調査していた「コーヒー飲料(ペットボトル入り)」を「コーヒー飲料A」とし、新たに「コーヒー飲料(コンビニエンスストアにおけるセルフ式)」を追加。

(\*5) これまで調査していた「喫茶店(セルフサービス店及びコーヒースタンドを除く)におけるコーヒー代」を「コーヒー(外食)A」とし、新たに「喫茶店(セルフサービス店)におけるコーヒー代」を追加。

(\*6) これまで調査していた「マルチビタミン」を「健康保持用摂取品A」とし、新たに「青汁」を追加。

(\*7) これまで調査していた「シティ車」を「自転車A」とし、新たに「電動アシスト自転車」を追加。

(\*8) これまで調査していた「化粧水(セルフ化粧品)」を「化粧水B」とし、新たに「化粧水(カウンセリング化粧品)」を追加。

○統合品目(8品目→4品目)

10大費目	現行	変更後
食料	乳酸菌飲料A	乳酸菌飲料
	乳酸菌飲料B	
	学校給食(小学校低)	学校給食(小学校)
	学校給食(小学校高)	
交通・通信	小型乗用車A	小型乗用車A
	小型乗用車B	
諸雑費	印鑑証明手数料	行政証明書手数料
	戸籍抄本手数料	

○調査地域変更品目(1品目)

10大費目	品目	現行	変更後
食料	にがうり	沖縄県のみ	全国

## 2015 年基準において名称の変更を行う主な品目（案）

10 大費目	現行	変更後
食料	即席めん	カップ麺
	生中華めん	中華麺
	スイートコーン缶詰	野菜缶詰
	液体調味料	たれ
	中華合わせ調味料	合わせ調味料
	フライ	豚カツ定食（外食）
住居	板材	修繕材料
	畳表取替費	畳替え代
	火災保険料	火災・地震保険料
家具・家事用品	置時計	室内時計
	飯茶わん	茶わん
	たわし	スポンジたわし
	電球・蛍光ランプ	電球・ランプ
保健医療	感冒薬	総合かぜ薬
	サプリメント	健康保持用摂取品 A
	浴用剤	入浴剤
教養娯楽	乾電池	電池
	月謝（英会話）	講習料（英会話）
	月謝（書道）	講習料（書道）
	月謝（音楽）	講習料（音楽）
	月謝（ダンス）	講習料（ダンス）
	月謝（水泳）	講習料（水泳）
	月謝（料理）	講習料（料理）
	音楽ダウンロード料	ウェブコンテンツ利用料
諸雑費	ヘアートニック	養毛剤
	ヘアカラー	ヘアカラーリング剤
	男子洋傘	傘

上記のほかに、

- a) 常用漢字表の改定に対応したもの
  - b) 品目を「A」又は「B」で区分しているもの
  - c) 調査対象を国産品と輸入品で分けているもの
  - d) 外食の品目に「(外食)」などを追記したもの
  - e) 被服の品目などで家計調査の収支項目分類の表記を参照したもの
- などについて品目名称の見直しを行っている。(付属資料の別紙 9 参照)  
 なお、今後の検討により、追加又は変更がありうる。

## 消費者物価指数の2015年基準における公表系列（案）

## ○ 基本分類指数

基本分類指数は、全国及び東京都区部並びに都市階級、地方、大都市圏、都道府県庁所在市（東京都区部を除く。）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）について、次の表のとおり公表する。

項目	月別	四半期(注)	年・年度
総合・10大費目	○	○	○
中分類	○	—	○
小分類（全国及び東京都区部のみ）	○	—	○
品目別（全国及び東京都区部のみ）	○	—	○
別掲項目	○	○	○

（注）全国及び東京都区部のみ

**※2015年基準から参考値として小数第3位までの指数を開示（全国、品目別）**

**※2015年基準から半期の公表は行わない。**

## ○ 財・サービス分類指数

財・サービス分類指数は、全国及び東京都区部について、月別、四半期平均、年平均及び年度平均の指数を公表する。

**※2015年基準から半期の公表は行わない。**

## ○（参考指数）ラスパイレス連鎖基準方式による指数

ラスパイレス連鎖基準方式による指数は、全国の基本分類について、月別及び年平均の指数を公表する。

**※2015年基準から生鮮食品を含む総合等の月別を新たに公表**

**※2015年基準から各類・品目の寄与度を新たに公表**

## ○ 世帯属性別指数

世帯属性別の指数は、全国の基本分類について、以下のア、イ及びウは月別及び年平均の中分類まで、エ及びオは年平均の10大費目までを公表する。

ア 総世帯指数

イ 勤労者世帯年間収入五分位階級別指数

ウ 世帯主60歳以上及び65歳以上の無職世帯指数

エ 世帯主の年齢階級別指数

オ 世帯主の住居の所有関係別指数

**※2015年基準から世帯主65歳以上の無職世帯の指数を新たに公表**

**※2015年基準から世帯主の職業別の指数の公表は行わない。**

## ○ 品目特属性別指数

品目特属性別指数は、全国について、月別及び年平均の以下の指数を作成する。

ア 基礎的・選択的支出項目別指数

イ 品目の年間購入頻度階級別指数

**※2015年基準から中間年バスケット方式による消費者物価指数の公表は行わない。**